

公益財団法人群馬県健康づくり財団役員及び評議員の報酬
並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県健康づくり財団（以下「財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に定める評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（日当及び宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、次に掲げる報酬等を職務執行の対価として、別表1に定める上記常勤役員報酬月額表に基づき支給することができる。

- (1) 報酬
- (2) 役員賞与

2 評議員及び非常勤役員には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表1に定める常勤役員報酬月額表に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

2 評議員の報酬等は、定款第13条に定める金額の範囲内において、別表2に定める評議員報酬等に定める額とする。

3 非常勤役員の報酬等は、別表3に定める非常勤役員の報酬等に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員への報酬等の支給日は、その月の20日とする。ただし、その日が公益財団法人群馬県健康づくり財団就業規程第22条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前日とする。

2 評議員及び非常勤役員が会議等に出席した際の報酬等は、その都度支払うこととする。

(日割り計算)

第6条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日まで報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき、又はその月の末日までに支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(役員賞与の支給額)

第7条 役員賞与は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給することができる。

2 役員賞与の支給率は、財団の業績等を勘案し、その都度理事長が定める。

3 賞与の支給日は、原則として、6月30日及び12月10日とし、当該支給日が休日に当たるときはその前日とする。

(費用)

第8条 役員及び評議員が、その職務遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支給することができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給方法は、公益財団法人群馬県健康づくり財団給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(公表)

第9条 本財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人群馬県健康づくり財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月28日から施行し、改正後の規定は平成28年4月1日から適用する。

別表1 常勤役員俸給表

(単位：円)

号	報酬月額	号	報酬月額	備考
第1号	300,000	第11号	700,000	医師以外の常勤役員(医師の資格(医師免許)を保持しているが医療行為を行わないことを原則とする常勤役員を含む。)は、第10号俸を上限とする。 左記報酬月額には給与規程第27条の2第2項に定める率を乗じて得た額を加算する。
第2号	340,000	第12号	740,000	
第3号	380,000	第13号	780,000	
第4号	420,000	第14号	820,000	
第5号	460,000	第15号	860,000	
第6号	500,000	第16号	900,000	
第7号	540,000	第17号	940,000	
第8号	580,000	第18号	980,000	
第9号	620,000	第19号	1,020,000	
第10号	660,000	第20号	1,040,000	

別表2 評議員の報酬等日額

評議員会出席の都度、報酬等として一人一律	15,000円
----------------------	---------

別表3 非常勤役員の報酬等日額

理事会及び評議員会出席の都度、報酬等として一人一律	15,000円
監事による監査について、一人一律	15,000円